

平成17年度北海道包括外部監査の結果に基づき講じた措置
 【特定のテーマ：北海道の資産の管理状況について】

改善を要する事項	講じた措置
<p>外部監査の結果</p> <p>1 公共下水道事業特別会計長期貸付金について 一般会計から公共下水道事業特別会計への貸付金は、地方公営企業として位置付けられている事業であるため、その貸し付け行為は認められる。しかし、同一の地方公共団体の内部における一般会計から特別会計への貸付金については、人格を異にする者との関係における法律的保護を受け得るものとは考えられない。このため、本貸付金は北海道における決算書附属書類の債権現在高調書の中に記載されるべきものではなく、是正が求められる。</p>	<p>毎年6月、総務部長に提出する「債権現在高報告書」から当該貸付金を削除し是正しました。</p>
<p>2 母子福祉資金貸付金について 特別会計予算の附属書類に記載されている事業債の残高について、平成12年度に旭川市に移管した事業債の金額2億7千万円を減額すべきところ、減額をせずにそのまま残高に含まれた金額となっているため、是正が求められる。</p>	<p>平成22年度予算議案記載分から修正しました。</p>
<p>母子福祉資金貸付金の残高金額について、その算出の基礎となる各年度の返済期日到来額に、元金のみではなく利息も含まれているため、実際のあるべき残高に3千万円強の差異が生じている。この差異は是正が求められる。</p>	<p>システムのプログラムを修正し、有利子貸付金について元金と利子を分離して集計処理することにより、是正しました。</p>
<p>母子及び寡婦福祉法施行細則第15条によると、違約金の減免は借主の申請に基づいて支庁長が決定することとされているが、北海道においてはこの事務処理を省略して違約金を減免している実態が認められる。正規の手続を経た上で違約金を徴収しないこととするよう是正が求められる。</p>	<p>違約金の減免にあたっては、借主の申請に基づき総合振興局長等が決定することとしているが、減免を認めうる具体的事由について、従前の規定では明確に整備されておらず、適切な申請及び審査行為が進まない一因となってきた。このため、平成24年度施行予定の事務取扱要領において減免事由を具体化し、本規定に基づき、申請手続き及び審査事務を行う。</p>
<p>母子福祉資金貸付金を管理する電算システムには、個別の債権の残高を集計する機能は組み込まれておらず、具体的な口座数も把握されていない。ましてや、名寄せ後の貸付人数も全く不明である。これでは公表されている貸付金の残高が本当に北海道の債権として存在する金額なのか、その妥当性について合理的な監査を行うことは不可能である。債権の残高について検証することが可能となるように、実際にある個別の債権の残高を集計する仕組みを導入すべきである。</p>	<p>母子福祉資金貸付金を管理する電算システムについては、債権の残高について検証することが可能となるよう、平成22年度に電算システムを改正し、個別の債権の残高を集計する仕組みとしました。</p>
<p>3 株式会社苫東に対する出資について</p>	

<p>償減資によって資本金が払い戻された場合において、公有財産台帳の増減事由欄に「株式消却（減）」と記載されているが、「資本減少」と記載すべきものであり是正が求められる。</p>	<p>公有財産台帳（電算処理）に平成17年度分から「資本減少」と入力するとともに、沿革・備考欄整理書に変更の経緯を記載しました。</p>
<p>4 石狩開発株式会社に対する出資について 石狩開発株式会社に対する出資に関わる株式は平成17年3月31日現在で19,966,000株であるが、この株式に対して株券は発行されておらず、株券の代わりに不発行株式数等を記載した「株券にかかる証明書」の交付を受けている。 現行の取扱規則では、株式会社に対する出資について株券が発行されていない場合、出資による権利として区分されるべきであるが、公有財産台帳では株券として区分されているため是正が求められる。</p>	<p>同一の台帳上で種目を「株券」から「出資による権利」に変更することができないことから、公有財産台帳（電算処理）を新たに起こし、沿革・備考欄整理書に経緯を記載しました。</p>
<p>外部監査の結果に添えて提出する意見 1 出資にかかわる情報開示について 北海道の決算書附属書類における出資に関する情報の提供は、株券と出資証券、出資による権利という法人への出資が有価証券として合計額のみで記載されており、その内容についての情報は提供されていない。道民及び議会に対する情報公開が求められる現在、200件にも満たない出資先について、すべて決算書類の中で公開することが期待される。</p>	<p>意見の趣旨を踏まえ、決算書附属書類の記載内容を、従来は「有価証券については株券・出資証券それぞれの合計額」、「出資による権利については法人への出資の合計額」であったものを、平成17年度決算分から「有価証券のうち株券については営利法人の内訳、出資証券については公益法人・事業団体等・独立行政法人に分類した上でその内訳」、「出資による権利については法人への出資を営利法人・公益法人・公社に分類した上でその内訳」を記載することとし、全法人を個別に計上する方法に変更いたしました。</p>
<p>出資の形態にかかわらず、単に出資に関する証券の発行の有無により株券と出資による権利に分けているが、現在、改正作業が進んでいる会社法の趣旨などから、情報の提供としては出資先の形態別に開示することについての検討がなされることが期待される。</p>	<p>意見の趣旨を踏まえ、決算書附属書類の記載内容を、従来は「有価証券については株券・出資証券それぞれの合計額」、「出資による権利については法人への出資の合計額」であったものを、平成17年度決算分から「有価証券のうち株券については営利法人の内訳、出資証券については公益法人・事業団体等・独立行政法人に分類した上でその内訳」、「出資による権利については法人への出資を営利法人・公益法人・公社に分類した上でその内訳」を記載することとし、全法人を個別に計上する方法に変更いたしました。</p>
<p>2 北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付金について 北海道住宅供給公社に対する債権の回収が確実に履行されることに対する道民の理解を得るためには、以下の点について具体性のある方策の実行及びその公表を継続して行うことが期待される。 賃貸収入の計画達成のための、入居率の改善策や改修等の諸施策 経費削減のためのより具体的な諸施策</p>	<p>事業計画の着実な実施のため、副知事をリーダーとする「北海道住宅供給公社運営監理委員会」を開催し、公社の指導監督に努めたほか、次の事項について重点的に指導を行いました。 賃貸住宅の入居促進のための具体的方策の検討及び推進（入居率の改善策等） ・賃貸住宅毎の損益分岐点の分析などによる個別具体的改善方策の構築 ・新聞、インターネット広告、HPなどによる公社物件のPRの推進 ・仲介業者の委託の拡大及び入居者紹介制度の創設などによる入居促進 ・入居率の低い賃貸住宅家賃の見直し（改</p>

	<p>修等の諸施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅の良好な維持保全のため、資金収支を勘案した計画的維持修繕の実施 ・日常点検の励行強化 <p>経費削減の具体的な諸施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のコスト意識の醸成 ・事務事業の点検を行い、その必要性、代替性、契約の競争性の検討 <p>平成21年度までの収支は、ほぼ計画どおりの実績が得られる見通しであり、経営健全化資金の返済についても計画どおり履行できる見込みですが、経営を取り巻く環境は厳しい状況にあることから、今後とも必要な指導監督を行って参ります。</p> <p>また、道民の理解を得て公社の使命を果たすためには、一層の経営情報の公開など透明性の確保に努めるよう指導して参ります。</p>
<p>3 農業改良資金貸付金について</p> <p>全国的にみると農業改良資金貸付事業は減少傾向にある中で、農業改良資金の原資には北海道の資金も使われており、貸付金が農業者に無利子で貸し付けられていることを勘案すると、事業評価で行われているような定性的な評価だけでなく、地域における事業の効果の測定や他の金融支援策と比較するなど、この事業を利用したことによる投資効果についてマクロ的な定量的評価を測定し、農業改良資金事業の有用性の検証を行い道民に開示することについて検討することが期待される。</p>	<p>農業改良資金を含め、制度資金の政策効果を定量的に測定・分析する手法は、現状では確立されていないことから、効果測定は困難ですが、農業改良資金の特色である、農業改良措置（地域における先駆的・モデル的な農業技術の導入等）の取組成果を中心とした事業内容を取りまとめた報告書を作成し、平成20年度に道のホームページで公開しました。</p>
<p>4 母子福祉資金貸付金について</p> <p>時効によって不能欠損処理を行った後に同一の債務者からその他の期日分の収入未済額を入金しているケースが散見された。かかる事態を極力避けるべく、不能欠損処理の決定は慎重に行われるべきである。同時に、時効を中断する措置等を積極的に行うことについて検討することが期待される。</p>	<p>不納欠損処理については、「北海道母子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」に基づき慎重に行うことを各保健福祉事務所に周知しました。その結果、平成17年度には7,400万円であったものが、翌18年度には4,000万円に減少しました。その後貸付件数の拡大や居所不明者の増加などにより、処理額も増加傾向にあります。今後とも慎重な実施に努めます。</p> <p>また、時効の中断についても、同要領により積極的に当該措置を執ることについて各保健福祉事務所に周知し、「催告」、「承認」（債務承認書の徴取）の方法による手続を行っています。</p>
<p>5 道税にかかわる収入未済額について</p> <p>個人道民税については、実際に徴収事務を行っているのは市町村であるが、北海道として市町村ごとの滞納状況を統計処理することによって、重点的に滞納整理に取り組むべき地区を割り出す等、更なる工夫をもって徴収率を向上させる方策を検討することが期待される。</p>	<p>市町村ごとの徴収率を分析し、徴収率が低く収入未済額が多くなっている市町村に長期又は短期に職員を派遣するほか、平成17年の包括外部監査後には、広域的に市町村が連携して徴収を行う滞納整理機構を全道5カ所に設置するなど、個人道民税の徴収率の向上と収入未済額の縮減を図るための措置を講じました。</p>